

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中 西 市 長

市町村名 (市町村コード)	鹿屋市 (46203)
地域名 (地域内農業集落名)	諏訪原、平房、下百引地区 (中平房・下平房・竹下・三原・影吉・大迫山・徳留・仮屋・福岡・浮牟田・柏木・日新・谷田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は畜産農家(肉用牛、酪農、養豚、養鶏)が多く、特に肉用牛の繁殖農家が大半を占めており、続いて露地野菜や施設野菜の若手農家も育っている。施設では、農業公社でスプレー菊の研修修了生が多く就農しており、一部ピーマンへの転換が行われたものの、現在でも生産は続いている。畜産農家等においては補助事業等を利用し機械の大型化が図られている。露地野菜においても、ゴボウの作付け等が盛んであるが、連作障害を避けるため農地を必要としているが、地域内の主要な農地は既に耕作者がいる状況である。</p> <p>人口減少に伴い農家人口も減少している状況であり、担い手の減少が耕作放棄地の増加の一因となっており、耕作放棄地を起因とする鳥獣被害見られる。また、耕作放棄地は農地に戻すことが困難な土地が多く見受けられる。</p> <p>地域農業の担い手である営農組織が本年度を持って解散予定であるが、一方では、農業生産を行う法人の立ち上げの動きもある。</p> <p><b>【地域の基礎データ】</b>                  農業従事者の平均年齢:64.2                  農業者:203人(うち50歳代以下35人)、経営体数112(うち法人経営体2)                  中山間地域等直接支払交付金協定集落:1集落                  主な畜産業:肉用牛(生産・肥育)、酪農、養豚、養鶏                  主な作物:飼料作物、施設園芸(ピーマン、スプレーギク)、露地野菜(ゴボウ、里芋、大根、甘藷(でん粉、焼酎、成果、加工用))</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>畜産農家が多いことから飼料作物の作付が多く、水田では転作作物としてWCSや飼料作物を推奨している。また、露地野菜として甘藷やゴボウの作付けが多いが連作障害防止のために畜産農家と連携し、定期的な農地交換を推進していく。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	364.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	364.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>地域計画の区域内の農地のうち、都市計画区域の用途地域内の農地を除き、農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>
---

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の合意のもとに基盤整備が必要な場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用した整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市全体の方針として、市農業公社の研修機能の強化など新規就農者の研修受入体制を強化し、本市における農業の中核的な担い手となる新規就農者や後継者の育成を推進する。また、新規就農者としてU・I・Jターン者等を積極的に募集するとともに、集落営農組織や農福連携など多様な事業体の参画を推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業受託組織の育成を図り、JA等と連携した受委託を推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①関係機関等との連携による捕獲活動の強化や忌避作物の栽培普及による鳥獣被害の防止を推進する。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用した地域の共同活動及び集落営農活動を支援する。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。